

制定 近運旅二公示第 6号
改正 近運自二公示第48号
改正 近運自二公示第54号
改正 近運自二公示第 8号
改正 近運自二公示第37号

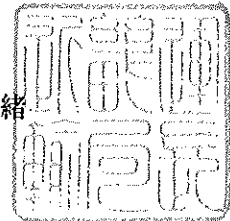
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）
の許可等に係る試験の実施について

平成14年1月18日付け近運旅二公示第3号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可、譲渡譲受認可及び相続認可申請に関する審査基準について」の「10. 法令及び地理に関する知識」に係る試験の実施について下記のとおり定めたので公示する。

平成24年 1月30日

近畿運輸局長 石津 緒



記

1. 試験の方法

試験は、筆記試験により行うものとする。

2. 試験の出題範囲

試験は、別紙に掲げる事項について行うものとする。

3. 試験の設問方式

(1) 法令試験については、原則として、○×方式及び語群選択方式とする。

(2) 地理試験については、原則として、○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）とする。

4. 試験の出題数

(1) 法令試験については、40問とする。

ただし、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域を含む申請営業区域については、同法等に係る試験問題を5問付加して45問とする。

(2) 地理試験については、40問とする。

5. 試験の配点

法令及び地理試験とも、1問につき1点とする。

6. 試験の合格基準点

試験の合格基準は、各々正解率90%以上の成績とする。

7. 試験の時間

試験の時間は、法令試験50分、地理試験60分とする。

ただし、法令試験で45問となる対象者については、60分とする。

8. 試験の日時及び場所

試験の都度公示し、申請者あて通知する。

9. 試験終了後の取扱い

(1) 試験結果の公表等

① 採点終了後、次の事項について公表する。

ア. 申請者数

イ. 合格者数

ウ. 法令試験、地理試験それぞれの最高点、最低点及び平均点

② 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより問題の公表とする。

(2) 試験合格者の取扱い

合格者に対しては、(1) ①の公表と同時に合格通知を発行する。その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出等の日時を明らかにする。

(3) 試験不合格者及び試験欠席者の取扱い

不合格者及び欠席者については、却下処分の手続を行う。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

2. 平成13年3月15日付け近運旅二公示第13号「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の免許等申請者に対する試験の実施要領について」は、平成14年1月31日限りで廃止する。

3. この公示は、平成17年1月1日以降に適用する。

4. この公示は、平成18年2月1日以降に適用する。

5. この公示は、平成20年6月14日以降に適用する。

6. この公示は、平成24年4月1日以降に適用する。

7. 平成24年度に限り、平成14年1月18日付け近運旅二公示第3号「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の許可、譲渡譲受認可及

び相続認可等申請に関する審査基準について」(最終改正：平成24年1月30日)

Ⅲ. 1. (3) に定める法令試験のうち平成24年5月の試験は実施しない。

8. 改正前の公示により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者(前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。)及び欠席者については、9. (3) の規定によらず、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。

試験問題の出題範囲

1. 法令試験

(1) 道路運送法関係

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款
- ⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）
- ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）
- ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）
- ⑩ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について（平成14年4月5日付け国自旅第5号）
- ⑪ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

(2) タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域に限る。）

- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行令
- ③ タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ④ タクシー業務適正化特別措置法関係通達
- ⑤ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項
- ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）

(3) タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域に限る。）

- ① タクシー業務適正化特別措置法
 - ・第44条（タクシー等に関する届出）
 - ・第45条（タクシーである旨の表示等）
 - ・第46条（個人タクシー事業者乗務証）
 - ・第47条（不正表示の禁止）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
 - ・第28条（タクシー等に関する届出）
 - ・第29条（タクシーである旨の表示等）
 - ・第30条（事業者乗務証の様式及び交付）
 - ・第31条（事業者乗務証の記載事項の訂正）
 - ・第32条（事業者乗務証の返納）
 - ・第33条（事業者乗務証の再交付）

- ・第34条 (事業者乗務証の譲渡等の禁止)
- ・第35条 (準用規定)
- ・第36条 (登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における規定の適用)
- ・第37条 (事業者乗務証の交付等の手数料)
- ・第38条 (不正表示に該当しない場合)

(4) 道路運送車両法関係

① 道路運送車両法

- ・第1条 (この法律の目的)
- ・第11条 (自動車登録番号標の封印等)
- ・第12条 (変更登録)
- ・第13条 (移転登録)
- ・第15条 (永久まっ消登録)
- ・第19条 (自動車登録番号標等の表示の義務)
- ・第20条第2項 (自動車登録番号標の廃棄等)
- ・第41条 (自動車の装置)
- ・第42条 (乗車定員又は最大積載量)
- ・第47条 (使用者の点検及び整備の義務)
- ・第47条の2 (日常点検整備)
- ・第48条 (定期点検整備)
- ・第49条 (点検整備記録簿)
- ・第54条第1項、第2項 (整備命令等)
- ・第57条 (自動車の点検及び整備に関する手引)
- ・第58条 (自動車の検査及び自動車検査証)
- ・第61条 (自動車検査証の有効期間)
- ・第62条 (継続検査)
- ・第66条 (自動車検査証の備付け等)
- ・第67条 (自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
- ・第69条第2項 (自動車検査証の返納等)
- ・第70条 (再交付)

② 自動車点検基準

- ・第1条第1号 (日常点検基準)
- ・第2条第1号 (定期点検基準)
- ・第4条 (点検整備記録簿の記載事項等)

③ 道路運送車両の保安基準

- ・第29条 (窓ガラス)
- ・第43条の2 (非常信号用具)
- ・第43条の3 (警告反射板)
- ・第43条の4 (停止表示器材)
- ・第50条 (旅客自動車運送事業用自動車)
- ・第53条 (乗車定員及び最大積載量)

④ 自動車事故報告規則

- ・第2条 (定義)

- ・第3条(報告書の提出)
- ・第4条(速報)
- ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
- ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)

2. 地理試験

申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項